

## 和歌山市奨学金返還助成制度 交付対象者募集要項

和歌山市では、人口減少に歯止めをかけるとともに、本市の産業を担う人材の確保といった課題を解決するため、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り受けている大学生等が卒業後に市内にある医療、福祉・介護分野などの対象企業に専門的職種で就職し、3年間定着した場合、企業等と本市が連携して奨学金の返還を助成いたします。

つきましては、本制度の適用を希望する大学生等を募集いたします。

### 1 募集対象者

次の各号のすべてに該当する方を対象とします。

- (1) 令和9年(2027年)3月に卒業予定の大学生、短期大学生、大学院修士課程の学生又は専門学校生
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を借り入れている方又は借り入れる予定の方
- (3) 看護師、薬剤師、歯科衛生士、保育教諭、保育士、作業療法士、理学療法士、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の本制度に参画した対象企業(市HP及びリーフレット裏面に掲載しています。以下「対象企業」という。)が採用を希望する資格を取得する予定の方
- (4) 対象企業に大学等を卒業、又は修了した年度の翌年度(令和9年(2027年)4月)から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上専門的職種で勤務を希望する方
- (5) 留年をしていない方
- (6) 大学等を卒業、又は修了後、和歌山市内に住所を有する予定の方

### 2 募集期間

令和7年4月21日(月)～令和7年9月30日(火)

※奨学金返還助成を受けるためには、交付対象者として認定を受ける必要があります。

### 3 助成金額

25万円×奨学金借入月数/12(上限72月)

### 4 応募の方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参又は郵送で提出してください。

- (1) 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書(別記様式第2号)
- (2) 在学証明書
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の借入額又は借入予定額が確認できる書類

### 5 交付対象者の認定方法

本制度の要件に該当する場合認定します。

なお、認定された場合、対象企業に取得予定資格、氏名及び就学先名称を提供することをご了承ください。

※交付対象者の認定を受けても必ず対象企業に採用されるとは限りません。

### 6 助成の方法

交付対象者が大学等を卒業、又は修了した翌年度に対象企業の専門的職種に期限の定めのない雇用で採用され、和歌山市内に居住し3年間勤務したのちに、交付申請に基づき助成金を支払います。

なお、助成金は原則独立行政法人日本学生支援機構に支払います。

※休職していた期間がある場合における助成金の交付については、市長と対象企業が協議の上、決定するものとします。

## 7 認定を受けた後の手続き

- (1) 当該認定を受けた後、インターンシップへの参加等により対象企業の研究に努めてください。インターンシップについては、各自で対象企業と調整をしてください。
- (2) 当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書（別記様式第5号）を届け出てください。
- (3) 対象企業に就職後毎年度（交付申請を行う年度を除く。）、下記の書類を添付のうえ、状況を報告してください。

ア 和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書（別記様式第8号）

イ 被雇用者証明書（別記様式第9号）

ウ 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

エ 資格を有することが確認できる書類

オ 住民票の写し

- (4) 対象企業に3年間継続して勤務した時点で、下記の書類を添付のうえ、交付申請をしてください。

ア 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書（別記様式第10号）

イ 被雇用者証明書

ウ 独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

エ 認定に係る通知書の写し

オ 資格を有することが確認できる書類

カ 住民票の写し

## 8 認定の取消し

次の事由に該当する場合は、交付対象者の認定を取り消します。

- (1) 奨学金の全額を辞退し、又は取り消されたことにより、奨学金を借り入れなかったとき
- (2) 資格を取得できなかったとき
- (3) 認定を受けた年度の翌年度に大学等を卒業し、又は修了することができなかったとき
- (4) 奨学金の返還が全額免除されたとき
- (5) 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に対象企業に期限の定めのない雇用による就職をしなかったとき
- (6) 対象企業に就職後3年を経過する前に離職したとき
- (7) 対象企業に就職後、市内に住所を有しないとき

## 9 応募先・問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市総務局総務部総務課

Tel : 073-435-1018

E-mail : [soumu@city.wakayama.lg.jp](mailto:soumu@city.wakayama.lg.jp)

市 HP : <https://www.city.wakayama.wakayama.jp//1006902/1013323.html>